

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、特別支援教育に関する研究のうち主として実質的な研究を総合的にを行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的としている。この目的を達成するため、特別支援教育に関する研究のうち主として実質的な研究を総合的に行うこと、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと、等の業務を行っている。当法人で実施している事業のうち研修事業と類似している事業を行っている独立行政法人であり、かつ、職員数が比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

① 独立行政法人教員研修センター

平成25年度の法人の長の年間報酬額は14,929千円、理事については13,954千円。監事(非常勤)については月額17千円である。

② 独立行政法人女性教育会館

平成25年度の法人の長の年間報酬額は12,530千円、理事については11,190千円。監事(非常勤)については月額17千円である。

③ 独立行政法人国立青少年教育振興機構

平成25年度の法人の長の年間報酬額は15,696千円、理事については12,523千円、監事(非常勤)については月額53千円である。

② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の担当業務の実績に係る評価及び研究所の中期計画の達成度又は実施状況等を客観的評価に基づいて報酬に反映させるべく、役員に支給される賞与である特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び担当業務に対する貢献度等を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減できることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び特別手当から構成されている。月額については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)に則り、俸給(912,000円)に特別地域手当(91,200円)を加算して算出している。特別手当については、役員給与規程に則り、特別手当基準額(俸給+特別地域手当+(俸給+特別地域手当)×100分の20+俸給×100分の25を乗じて得た額)に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また、その者の職務実績に応じ、得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額できることとしている。

なお、平成26年度には、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)に準拠し、12月に支給する特別手当の支給割合を100分の155から100分の170に変更した。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び特別手当から構成されている。月額については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)に則り、俸給(776,000円)に特別地域手当(77,600円)を加算して算出している。特別手当については、役員給与規程に則り、特別手当基準額(俸給+特別地域手当+(俸給+特別地域手当)×100分の20+俸給×100分の25を乗じて得た額)に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また、その者の職務実績に応じ、得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額できることとしている。

なお、平成26年度には、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)に準拠し、12月に支給する特別手当の支給割合を100分の155から100分の170に変更した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、月額17,000円としている。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	16,552	10,944	4,439	1,094 75 (特別地域手当) (通勤手当)			
理事	14,410	9,277	3,777	928 428 (特別地域手当) (通勤手当)		3月30日	◇
A監事 (非常勤)	204	204	0	()		3月31日	
B監事 (非常勤)	204	204	0	()		3月31日	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長	(当法人では、理事長の報酬月額を指定職4号俸相当として定めているが、指定職4号俸が適用される官職である研究所・試験所の長は当法人と職務内容・職責が近い。 こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。)
理事	(当法人では、理事の報酬月額を指定職2号俸相当として定めている。当法人と人数規模が同規模である独立行政法人教員研修センターと同額である。 こうした点から、報酬水準は妥当であると考えられる。)
理事(非常勤)	(該当者なし)
監事	(該当者なし)
監事(非常勤)	(非常勤の監事を置いている文部科学省所管の独立行政法人の中で最も低い報酬水準と同額である。また、業務量の面からも報酬水準は妥当であると考えられる。)

【主務大臣の検証結果】

(職務内容の特性や参考となる他法人との比較等を考慮すると法人の報酬水準は妥当であると考えられる。)

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月			
理事	千円 該当者なし	年 月			
監事	千円 該当者なし	年 月			
監事(非常勤)	千円 該当者なし	年 月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

(①②にある仕組みを継続して実施している。また、必要に応じ、拡充を行うことを検討する。)

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、特別支援教育に関する研究のうち主として実質的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的としている。この目的を達成するため、特別支援教育に関する研究のうち主として実質的な研究を総合的に行うこと、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと、等の業務を行っている。本法人で実施している事業のうち研修事業と類似している事業を行っている独立行政法人であり、かつ、職員数が比較的同等と認められる、以下の法人(①～③)を参考とした。また、研究職員については、文部科学省所管の独立行政法人で人文科学系の研究を行っている研究所(④、⑤)を参考とした。

①独立行政法人教員研修センター

平成25年度の事務・技術職員の平均年間給与額は6,472千円(対象人員26人)である。

②独立行政法人女性教育会館

平成25年度の事務・技術職員の平均年間給与額は5,379千円(対象人員16人)である。

③独立行政法人国立青少年教育振興機構

平成25年度の事務・技術職員の平均年間給与額は5,746千円(対象人員328人)である。

④独立行政法人国立科学博物館

平成25年度の研究職員の平均年間給与額8,221千円(対象人員57人)である。

⑤独立行政法人国立美術館

平成25年度の研究職員の平均年間給与額8,089千円(対象人員47人)である。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たって、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績により行っている。

③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

職員の給与は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に則り、基本給(俸給及び扶養手当)及び諸手当(管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額に6月に支給する場合において、管理職は100分の102.5、管理職以外は100分の122.5、12月に支給する場合においては、管理職は100分の117.5、管理職以外は100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額に勤勉手当の支給実施基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度には、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)に準拠し、以下の改正を行った。

- ・月例給:俸給表を平均0.3%引上げ(初任給・若年層に重点)
- ・期末勤勉手当:3.95月分→4.10月分(年間0.15月分引上げ)【平成26年12月支給分から実施】
- ・その他手当
自動車等使用者に係る通勤手当の引上げ、初任給調整手当の引上げ
- ・平成27年1月の昇給を1号俸抑制

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

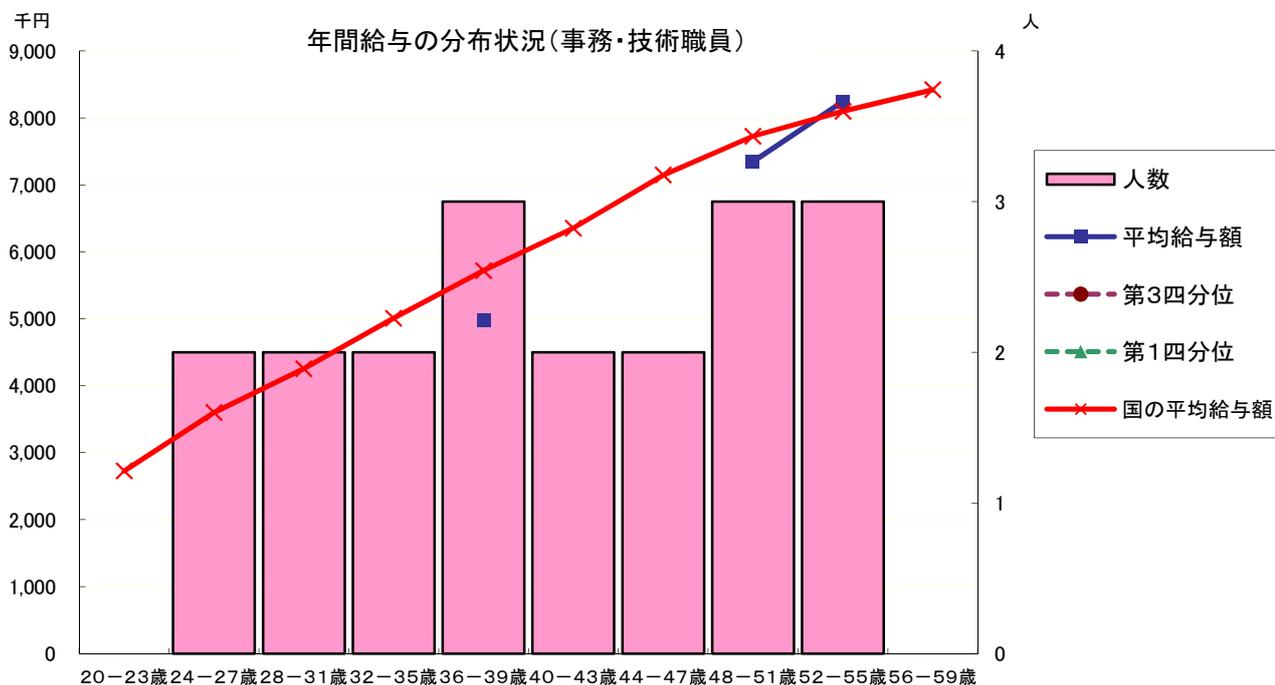
区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	50人	45.8歳	7,710千円	5,831千円	162千円	1,879千円
事務・技術	19人	41.0歳	6,302千円	4,745千円	242千円	1,557千円
研究職種	31人	48.7歳	8,573千円	6,496千円	113千円	2,077千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

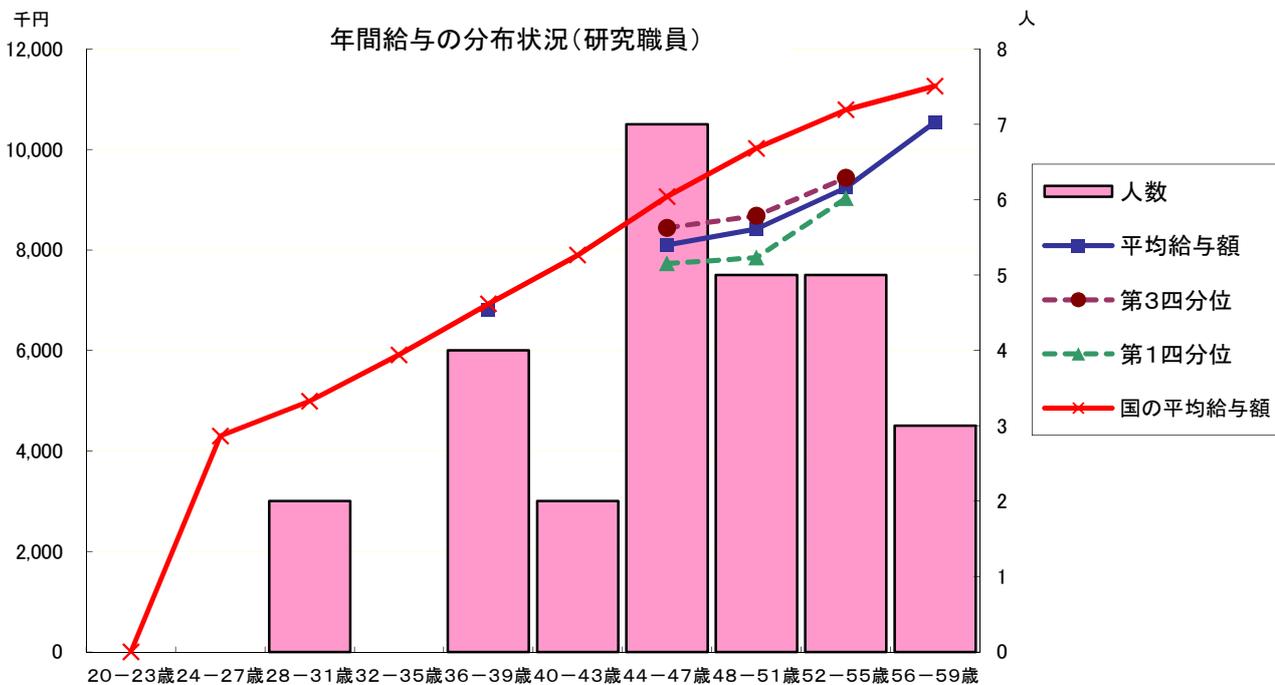
注2:常勤職員の職種は、上記の2種類のみ。

注3:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員は該当者がいない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
 注2: 年齢階層全てにおいて該当者が3人以下のため、第1・第3四分位を表示していない。
 注3: 該当者が2人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから、平均給与額及び第1・第3四分位を表示していない。



注1: 該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3四分位を表示していない。
 注2: 該当者が2人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから、平均給与額及び第1・第3四分位を表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
課長	2	-	-	-
課長補佐	5	50.7	7,112	7,483 ～ 6,695
係長	5	40.9	5,622	7,552 ～ 4,756
主任	2	-	-	-
係員	4	28.3	3,557	-

注1: 該当者が2人以下の職位については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから、平均年齢以下を表示していない。
注2: 該当者が4人以下の職位については、年間給与額の最高～最低を表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
研究部長	6	59.0	10,724	11,644 ～ 9,628
研究課長	8	53.1	9,082	9,681 ～ 8,548
主任研究員	14	44.9	7,772	8,598 ～ 6,120
研究員	3	33.8	5,485	-

注: 該当者が4人以下の職位については、年間給与額の最高～最低を表示していない。

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.7	58.0	59.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.3	42.0	40.3
	最高～最低	43.4～33.9	48.9～35.2	46.4～35.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2	62.6	63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.8	37.4	36.7
	最高～最低	38.6～32.7	39.8～34.5	38.8～33.9

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	54.7	54.1	54.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	45.3	45.9	45.6
	最高～最低	48.1～40.0	49.2～39.3	48.7～39.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9	63.1	63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1	36.9	36.1
	最高～最低	40.0～32.6	39.8～35.2	38.8～33.8

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 98.1 ・年齢・地域勘案 102.0 ・年齢・学歴勘案 96.5 ・年齢・地域・学歴勘案 101.8
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	当法人の給与水準が高くなっている理由としては、当法人は組織の規模が小さく人事異動等の影響により職員の平均賃金が上昇したことが挙げられる。
給与水準の妥当性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.5% (国からの財政支出額 980,880千円、支出予算の総額 985,470千円：平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額】 0円(平成25年度決算)</p> <p>【支出予算に占める給与・報酬等支給総額の割合 51.1%】 (支出総額 924,374千円、給与・報酬等支給総額 472,148千円：平成25年度決算)</p> <p>【法人の検証結果】 職員給与規程等は国と同様の水準である。また、年齢勘案による指数も国家公務員の水準未満となっており、給与水準は適正であると考え。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。

研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 90.1 ・年齢・地域勘案 95.0 ・年齢・学歴勘案 89.7 ・年齢・地域・学歴勘案 94.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.5% (国からの財政支出額 980,880千円、支出予算の総額 985,470千円：平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額】 0円(平成25年度決算)</p> <p>【支出予算に占める給与・報酬等支給総額の割合 51.1%】 (支出総額 924,374千円、給与・報酬等支給総額 472,148千円：平成25年度決算)</p> <p>【法人の検証結果】 職員給与規程等は国と同様の水準である。また、年齢勘案による指数も国家公務員の水準未満となっており、給与水準は適正であると考え。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 174,200円 年間給与 2,096,352円
- 35歳(主任、配偶者・子1人)
月額 292,160円 年間給与 4,695,618円
- 45歳(係長、配偶者・子2人)
月額 379,940円 年間給与 6,137,224円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

1②にある仕組みを継続して実施する。また、必要に応じ、拡充を行うことを検討する。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 551,540	千円 484,206	千円 472,148	千円 548,915
退職手当支給額 (B)	千円 117,936	千円 104,818	千円 22,869	千円 20,767
非常勤役職員等給与 (C)	千円 36,300	千円 41,287	千円 49,473	千円 45,705
福利厚生費 (D)	千円 76,941	千円 69,764	千円 72,942	千円 82,599
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 782,717	千円 700,075	千円 617,432	千円 697,986

注：中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- ①平成26年度における給与、報酬等支給総額及び最広義人件費は、それぞれ対前年度比16.3%、13.0%の増加である。増加の主な理由としては、
 - ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に準拠した措置が終了したこと
 - ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)に準拠し改正を行ったこと
 - ・前年度以前の退職者の後任不補充による減員分を補充したことにより職員数が増加したことによる。
- ②役職員の退職手当について、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準拠し、平成25年1月1日から以下の措置を講じた。
 - ・役員に関する講じた措置の概要：在職期間1月につき退職の日におけるその者の俸給月額に乘じる支給率を100分の12.5から、100分の87を乗じた100分の10.875とした。(経過措置 平成25年1月1日～同年9月30日：100分の12.25、平成25年10月1日～平成26年6月30日：100分の11.5)
 - ・職員に関する講じた措置の概要：勤続20年以上の定年退職等の退職手当額に乘じることとしていた調整率を100分の104から、100分の87に変更し、併せて勤続年数及び退職理由にかかわらず、すべての退職者に適用することとした。(経過措置 平成25年1月1日～同年9月30日：100分の98、平成25年10月1日～平成26年6月30日：100分の92)

Ⅳ その他

特になし。